

## ○学校法人久留米大学役員等の報酬等に関する取扱い

〔 令和2年3月27日  
理事会決定 〕

(目的)

第1条 この取扱いは、学校法人久留米大学（以下「本法人」という。）寄附行為（以下「寄附行為」という。）第36条の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この取扱いにおける用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (3) 1号及び2号理事とは、寄附行為第7条第1項第1号及び第2号該当の理事をいう。
- (4) 3号理事とは、寄附行為第7条第1項第3号該当の理事をいう。
- (5) 4号理事とは、寄附行為第7条第1項第4号該当の学識経験者理事をいう。
- (6) 役員等の報酬等とは、報酬、賞与及び退任慰労金その他の役員等としての職務執行の対価として受けるものをいう。なお、理事会及び評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった際の出席手当については、報酬として取扱うものとする。
- (7) 費用とは、役員等として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）、手数料等の経費をいう。

(勤続年数の取扱い)

第3条 本学教職員が理事となったときは、教職員としての身分は継続し、役員在任期間は教職員としての勤続年数に加える。

(報酬等の支給)

第4条 役員等には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 1号及び2号並びに3号理事に対しては、出席手当及び退任慰労金を支給する。なお、1号及び2号理事の出席手当については、理事会出席手当のみとする。
- (2) 4号理事に対しては、報酬、賞与及び退任慰労金を支給する。
- (3) 監事に対しては、報酬及び退任慰労金を支給する。
- (4) 評議員に対しては、評議員会出席手当を支給する。ただし、本学教職員については、この限りではない。

(報酬の算出方法)

第5条 1号及び2号並びに3号理事及び評議員の報酬の額は、別表1のとおりとする。ただし、1暦日において、理事会及び評議員会その他本法人が設置した会議の複数に出席した場合は、別表1の額について、次の区分により支給する。

- (1) 理事会と評議員会その他法人が設置した会議の複数に出席した場合は、理事会の額の10割と評議員会その他法人が設置した会議の額のそれぞれ5割を加算した額
- (2) 評議員会その他法人が設置した会議の複数に出席した場合は、一方の会議の額の10割と他方の会議の額のそれぞれ5割を加算した額

2 4号理事の報酬は、学長等の給与の取扱いを準用し、年齢、経歴その他の状況等を勘案し決定するものとする。

3 監事の報酬は、別表2のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第6条 1号及び2号理事の報酬については、退任時に支給する。

2 3号理事の報酬は、理事会及び評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、支給する。

3 4号理事の報酬の支給日、支給方法、端数計算等については、給与規程第4条から第12条を準用する。

4 監事の報酬の支給日、支給方法、端数計算等については、給与規程第4条から第8条及び第12条を準用する。

5 評議員の報酬は、評議員会に出席した都度、支給する。

(賞与の算出方法)

第7条 4号理事に本法人給与規程(以下「給与規程」という。)第85条の規定を準用し賞与を支給する。ただし、同条第2項の規定により賞与の額を計算する基礎となる月額合計額については、報酬月額に1.25を乗じた額とする。

(退任慰労金の支給及び算出方法)

第8条 役員が寄附行為第10条第2項の事由により退任したときは、理事会での協議を経て、原則としてその者に退任慰労金を支給し、感謝状を贈る。なお、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うことができる。

2 前項により支給する退任慰労金の額は、別表3のとおりとする。

3 1号及び2号理事については、前項に定めた金額の半額とする。

4 4号理事については、別に定める。

5 役員の任期満了後、引き続き再任された場合は最終の退任時に支給するものとする。

(費用)

第9条 3号理事及び評議員が理事会及び評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった際の旅費交通費については、別表4のとおり支給する。ただし、本学教職員については、この限りではない。

2 役員が職務執行のため出張した場合は、当該役員に対して旅費を支給する。旅費の額は、本法人教職員旅費規程(以下「旅費規程」という。)を準用し算出するものとする。ただし、旅費規程に定める別表の適用は、次のとおりとする。

(1) 旅費規程第3条にかかる別表第1の適用については、備考第1項の「指定職(学長、学部長、病院長)の取り扱いをする者」として準用する。

(2) 旅費規程第14条、第15条及び第17条の2にかかる別表第2の1日当及び宿泊料並びに第16条にかかる別表第4海外出張の支度料の適用については、区分「1等級の職務にある者」中の「指定職の職務にある者」を準用する。

3 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、必要に応じ当該費用を支給する。

(公表)

第10条 本学は、この取扱いをもって私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支

給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この取扱いに定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

(改廃)

第12条 この取扱いの改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て行う。

附 則 (2. 3. 27)

- 1 この取扱いは、令和2年4月1日から施行する。
- 2 学校法人久留米大学役員等の出席手当及び旅費交通費並びに退任慰労金の支給について(昭和49年6月3日理事会決定)及び学校法人久留米大学の理事長等の旅費に関する取扱い(平成元年1月27日理事会決定)は、この取扱いの施行の日から廃止する。

別表1（第5条第1項関係）

役職名	会議名	出席手当
1号及び2号理事	理事会	7,000円/回（税込）
3号理事	理事会	25,000円/回（税別）
	評議員会その他法人が設置した会議	10,000円/回（税別）
評議員	評議員会	10,000円/回（税別）

別表2（第5条第3項関係）

役職名	内容	報酬額
監事	監事監査、理事会等会議への出席その他法人業務のための勤務	月額5万円 （税別・交通費込）

別表3（第8条第2項関係）

在任期間	退任慰労金
3年（1期）	300,000円
2年以上3年未満	240,000円
1年以上2年未満	150,000円
1年未満	90,000円

別表4（第9条第1項関係）

	交通費	宿泊費	翌日の日当
市内在住者	タクシー代 3,000円		
市外在住者 （遠距離を除く）	J R、私鉄運賃の実費 タクシー代 5,000円		
遠距離者	航空賃、J R、私鉄運賃の実費 タクシー代 5,000円	14,900円	3,300円